平成２９年（フ）第１６４号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽4148番地１、住民票上の住所栃木県鹿沼市西茂呂４丁目16番地22
債務者　野中　健宏
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７６号
栃木県宇都宮市双葉３丁目20番１号　東原市営住宅７号棟35号室、前住所栃木県宇都宮市野沢町４番地２　109号
債務者　深澤　孝子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８２号
栃木県鹿沼市千手町2560番地10
債務者　石原　明美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８４号
栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　ティ・エム自立支援宿泊所236、前住所栃木県那須烏山市田野倉779番地５
債務者　藤原　敏雄
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９号
静岡市清水区三保3213番地の１
債務者　米倉　竜也
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０号
静岡市清水区三保3213番地の１
債務者　米倉　茉実
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２３７号
静岡県三島市徳倉２丁目８番10号
破産者　株式会社クリエイト
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市板室857番地
破産者　有限会社一井屋旅舘
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第９４号
富山県射水市大江1313番地
破産者　信和産業株式会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１２９号
名古屋市西区枇杷島２丁目16番７号
破産者　有限会社マキ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１４５号
大阪市北区中津１丁目17番23号
破産者　マイコ化学工業株式会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２６号
大阪府東大阪市加納６丁目１番23号
破産者　株式会社信和
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１５０号
大阪府松原市天美東１丁目63番地の15
破産者　松天建設株式会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７５号
大阪市中央区瓦町４丁目３番14―607号
破産者　有限会社サンフォレスタ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７９号
大阪市鶴見区諸口４丁目14番２号
破産者　株式会社ＨＥＲＯ’Ｓ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６７号
神戸市中央区元町高架通３番235号
破産者　株式会社リベロ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８６号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目７番２号
破産者　株式会社ハタヤマ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０号
秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山１番地38
破産者　株式会社ベジテック秋田
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部